

中央鉱山保安協議会 議事録

1. 日時：令和5年3月1日（水） 10：01～10：54

2. 場 所：オンライン会議（Teams 使用）

3. 出席者：

（学識経験者代表）

福井委員（会長）、五十嵐委員、笹木委員、所委員、原委員

（鉱業権者代表）

安藤委員、品川委員、下田委員、松本委員

（鉱山労働者代表）

岩淵委員、篠原委員、浄土委員

※新谷委員、中村委員、古谷委員は欠席

4. 議題：

【審議事項】

- （1）「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」に係る告示（案）について
- （2）「第14次鉱業労働災害防止計画」に係る告示（案）について
- （3）鉱山保安法施行規則等の改正について（衛生に関する通気の確保のため必要な措置等）

【報告事項】

- （4）その他
 - ① 過去5年間における罹災者数の推移について
 - ② 鉱山・火薬類保安関連の令和5年度予算案の概要について
 - ③ 宅地造成等規制法（盛土規制法）改正概要について
 - ④ 鉱山保安法施行規則等の改正について（鉱物名称変更等）

問 合 せ 先
経済産業省 産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官付
電話：03-3501-1870
FAX：03-3501-6565

○岡本監理官　それでは、準備も整いましたので、ただいまより中央鉱山保安協議会を開会させていただきます。

事務局の鉱山・火薬類監理官の岡本でございます。本日は御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、常日頃より鉱山保安に御協力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、先ほど紹介させていただいたとおりリモートでの開催となっておりますので、何か不都合がございましたら、お気兼ねなく事務局までお知らせください。

本日ですが、協議会委員総勢15名中、新谷久志委員、中村常太委員、古谷彰委員の3名が御欠席となっております。本日は12名に御出席いただいておりますことから、鉱山保安協議会令第4条第1項の規定に基づき、本日の協議会は成立しておりますことを御報告いたします。

以降の議事の進行につきましては、福井会長にお願いさせていただきます。よろしく願います。

○福井会長　福井でございます。おはようございます。

冒頭に説明がありましたが、本日の議事については、全ての議事において一般傍聴を認めることといたします。

議事に入ります前に、辻本技術総括・保安審議官より挨拶をいただきたいと思います。よろしく願います。

○辻本技術総括・保安審議官　おはようございます。技術総括・保安審議官の辻本でございます。

本日はお忙しい中、委員の皆様方に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は、前回の協議会、昨年12月8日だったと思っておりますけれども、そこでも御審議いただきました特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針、また鉱業労働災害防止計画を基に策定した告示案などについて御審議いただく予定としております。

また、これは労安法の関係ではあるのですが、鉱山労働者と同じ場所で作業を行っていただく国の方々にも同じようにマスクの着用——これはコロナではないのですが——が必要である旨を周知してもらうような省令改正も議論いただく予定としております。

いずれも鉱山で働く労働者の方々の危害防止、鉱害防止の観点から大切な議題となっております。本日もまた委員の皆様方には忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしく願います。

○福井会長　それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、議事次第2の審議事項(1)特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る告示(案)についてです。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○岡本監理官　それでは、資料2-1を御覧いただければと思います。特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る告示案についてでございます。

1. 現状及び経緯の2行目から御覧いただければと思います。

「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が環境大臣に協議し、かつ中央鉱山保安協議会の意見を聞いて定めることとされているという規定に基づき、本日、皆様にお諮りするものであります。

内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきますけれども、先ほど辻本が申し上げましたとおり、昨年12月に開催しました中央鉱山保安協議会において答申をいただいた内容を踏まえたものとなっております。

それでは、2ページ目の2. 告示(案)の内容を御覧ください。

1、特定施設に係る鉱害防止事業の実施の時期であります。こちらは令和5年度を初年度として、令和14年度末までということで、10年間の計画でございます。

次に2、特定施設に係る鉱害防止事業の事業量でございます。まず(1)鉱害防止工事でございます。以下の事業量を実施するというので、そこに記載のあるとおりでございます。

次に3ページを御覧ください。(2)坑廃水処理については、以下の坑廃水処理を実施するというので、以下の表にあるとおりでございます。

そして次に3、特定施設に係る鉱害防止事業の計画的な実施を図るため必要な事項ということで、今申し上げました工事及び処理を円滑に実施するために、答申の中で御指摘いただいた内容を記載させていただいております。

(2)鉱害防止事業を実施するに当たり留意すべき事項といたしまして、イ、鉱害防止事業においてもカーボンニュートラル等への貢献を新たに検討すること、こちらは現行の計画と比較したところ、新規での追記となっております。

次に4ページ目を御覧ください。ロ、鉱害防止事業を次に掲げる類型に応じて鉱害防止事業を実施することで、坑廃水処理の早期終了やさらなるコスト削減を図ること、①環境調和型鉱害防止事業、特定施設からの坑廃水を削減する発生源対策、自然回帰型坑廃水浄

化システムの導入により、鉱害防止事業の終結を目指す事業をいう。

②環境負荷低減型鉱害防止事業、利水点等管理の適用及びパッシブトリートメントの導入により、環境負荷の低減を目指す鉱害防止事業をいう。

③高効率型鉱害防止事業、IT技術やドローン等の最新機器の活用等により、坑水または廃水の処理の効率化を目指す鉱害防止事業をいうということで、こちらは新たに追記した部分でございます。

4 ページ目、下の方に移りまして、へ、排水基準等を満たしつつ、継続的に坑廃水処理を実施していることを適切に評価するための手法を検討すること、を新規で追加させていただいております。

次に5 ページ目を御覧ください。これまでの審議及び今後のスケジュールでございます。ページとしましては6 ページ目を御覧いただければと思います。令和5年ということで、2月10日からこの計画の告示案をパブリックコメントで今、御意見を募集しているところでございます。そして3月1日、本日ですけれども、中央鉱山保安協議会の皆様からも御意見を頂戴したいというものでございます。そして、3月下旬には基本方針の告示を制定し公表したいと、このようなスケジュールを考えております。

7 ページ目以降は、今申し上げました現行の告示と今回新たに制定しようとしている告示の新旧対照表でございます。説明は割愛させていただきますが、答申でいただいた内容を盛り込んだものとなっております。あわせまして、記載する内容には数字、数値が多々出ておりますけれども、こちらにつきましては、私どもの方で再度確認をさせていただいたものでございます。

資料2-1につきましては以上でございます。

○福井会長 説明ありがとうございました。ただいま御説明いただきました内容に関しまして、御質問、コメントがございましたら、よろしく願いいたします。オンラインですの、挙手機能で挙げていただければ。いらっしゃいますでしょうか。——オンラインということで挙手にくいかもしれませんので、少し指名させていただきたいと思います。これに関しまして御検討いただきました所委員、何かございますでしょうか。

○所委員 所です。ありがとうございます。

これに関しては、小委員会のほうでも議論させていただきましたものを反映いただいておりますので、私としては異論ございません。よろしく願いいたします。

○福井会長 ありがとうございます。ほかの委員からございますでしょうか。では、申

し訳ないのですけれども、同じく関わっていただきました五十嵐委員、いかがでしょうか。

○五十嵐委員 五十嵐です。

ただいま御説明いただいた内容、そのとおりだと思っております。特にパッシブトリートメントにつきましては、近年技術的な水準も非常に上がっており、さらにほかの鉱山への適用性も非常に有望だということで、ぜひこのような案で進めていただければと思います。

以上でございます。

○福井会長 コメントありがとうございます。ほかの委員の方々からございますでしょうか。——前回御意見をいただいた内容でございますので、特に意見がないような形ですけれども、今のパッシブトリートメントのコメントに対して事務局からはよろしいでしょうか。

○岡本監理官 はい、特にございません。

○福井会長 各委員、いかがでございましょうか。御意見、コメント等出尽くしたようでございますけれども、特段意見がないという形でございますので、異議がないという形で承認いただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ないようですので、御異議がなかったということで、会長に一任していただきまして、これから進めさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

続きまして、審議事項(2)に行かせていただきます。第14次鉱業労働災害防止計画に係る告示(案)についてでございます。事務局のほうからよろしくお願いいたします。

○岡本監理官 それでは、資料3-1を御覧ください。第14次鉱業労働災害防止計画に係る告示案についてでございます。

1. 現状及び経緯を御覧いただければと思います。

冒頭から読み上げます。鉱山における労働災害の防止のための目標や対策等を定める鉱業労働災害防止計画は、労働安全衛生法第6条及び第114条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が中央鉱山保安協議会の意見を聞いて策定することとされております。そのため、本日の中央鉱山保安協議会にお諮りしたものでございます。

それでは、2ページ目を御覧ください。告示案の内容でございます。

I、計画の期間として令和5年度を初年度とし、令和9年度を目標年度とする5年間の計画とするというものでございます。

II、計画の目標でございますが、第13次計画の目標と同値とするということでございます。

III、そういった目標を達成するために取り組むべき主要な対策事項ということで、こちらでも答申でいただいた内容を反映させていただいております。

1. 鉱山保安マネジメントシステムの導入促進でございますが、中核となる人材を育成し、鉱山労働者と一体となって鉱山保安マネジメントシステムの運用に取り組む、と新規で追加させていただいております。

3 ページを御覧ください。国は、自己点検チェックリストのうち、鉱業権者が取り組みにくいものについては、実情に応じてより最適な取組となるよう見直しを行い、鉱業権者が取り組みやすいものについては、全ての鉱山で取り組むよう鉱業権者に促す、と新規で追加させていただいております。

3 ページの一番下の部分を御覧ください。(4)鉱業関係団体、こちらは自主保安の項目中でございます。民間資格制度、保安管理マスター制度の運用や改善をはじめとした自主保安体制強化のための取組等、鉱山災害防止のための活動を積極的に実施する。こちらは現行の計画にも記載がございましたが、再度、通して読み直しまして、また省内の審査も踏まえまして、記載場所を変更させていただいたものでございます。

4 ページ中ほど、2. 3、自主保安の向上に資する人づくりへの取組。鉱業権者は、現場保安力の向上のため、危険体感教育、危険予知の実践教育並びに保安技術及び知識に関する学習の機会を設けるとともに、国が作成し情報提供している鉱山災害事例等を活用し、積極的な保安教育の実施に努める。こちらは現行の計画から記載場所を移動したものでございます。

国は、外部専門家を活用した保安指導や鉱山労働者等を対象とした各種研修の実施等に取り組む。鉱業関係団体は、鉱業権者のニーズを踏まえ、危険体感教育に関する情報を提供する。いずれも6. 現行の計画からの移動でございます。

4 ページ一番下を御覧ください。個別対策の推進ということで、3. 2の項目中がございます。運搬装置に取り付ける安全装置の積極的な導入や、危険予知活動を一層重視した教育の反復実施等に努める。こちらは答申の内容を踏まえまして、より踏み込んだ内容に修正したものでございます。

5 ページ目を御覧ください。特に運搬装置に取り付ける安全装置や自動運転による運搬装置の無人化への取組等について最新の技術を収集し、情報提供を行う。こちらは新規で

追加したものでございます。

3. 3、罹災する可能性が高い鉱山労働者に係る防災対策の推進。国は、鉱山労働者のうち、とりわけ経験年数が少ない者や高齢者が罹災する可能性が高いことから、鉱業関係団体等と連携及び協働し、当該鉱山労働者の罹災を減少させるために、鉱業権者や鉱山労働者が活用できる教育ツール等を作成する。新規で追加いたしました。

鉱業権者は、単独作業対策として、カメラ、センサーによる作業の記録や管理等により、鉱山災害の未然防止や原因究明を容易に行うことができる環境の整備に努める。従前の計画から移動したものでございます。

3. 5、自然災害に係る防災対策の推進。鉱業権者は、近年激甚化している地震、台風、豪雨等の自然災害の発生に備え、露天採掘切羽等を点検し、必要に応じ、鉱山労働者等に対し避難場所の設定及び周知並びに定期的な避難訓練の実施等の防災対策を講ずる。また、自然災害発生後に操業を再開する際には、露天採掘切羽等を綿密に点検し、二次災害の防止を図る。新規で追加したものでございます。

6 ページ目を御覧ください。5. 中小規模の鉱山に対する保安確保の取組。こちらは修正したところでございます。

3. 今後のスケジュールを御覧ください。令和5年でございますが、2月24日からパブリックコメントを開始してございます。そして3月1日、本日皆様方にお諮りし、3月下旬に告示として制定したいと考えてございます。

次のページ以降は、新旧対照表となっております。説明は割愛させていただきます。

私からは以上です。

○福井会長 説明ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問、コメント等ございましたら、よろしく願いいたします。——いらっしゃいませんか。もしありましたら、マイクをオンにして発言していただいても結構でございます。

ないようでしたら、少し事務的な形で御協力いただきました松本委員、たしか御協力いただいていた記憶があるのですけれども、いかがでしょうか。

○松本委員 松本です。

研究会その他でいろいろと議論した結果でございますので、このとおりでよろしいかと思っております。

以上です。

○福井会長 ありがとうございます。ほか、鉱業権者代表の方々と、今後に向けて何か

御発言ありますでしょうか。鉱業協会の品川委員、いかがでしょうか。

○品川委員 鉱業協会の品川でございます。

大枠はこれでいいかと思うのですけれども、実際に中小の鉱山が実施に際して、やはり中小の鉱山だけではできないところがあると思いますので、その辺は関係団体の皆様の協力の下、もっと細かく現場的にこの政策を落とし込んで実施していただきたいと思います。

以上です。

○福井会長 ありがとうございます。では、石灰石鉱業協会の下田委員、いかがでしょうか。

○下田委員 下田でございます。

事前に説明していただきまして、また実際にうちのメンバーが1人、この前段階のアイデアづくりに参加させていただいておりまして、その意向は十分反映されていると思いますので、特に異論ございません。

以上でございます。

○福井会長 ありがとうございます。ほか何かございますでしょうか。鉱業労働者代表の方でも学識経験者の方でも結構でございますけれども、何かございますでしょうか。——前回、意見をいただきましたので、特にないという形で、品川委員から少し御意見ございましたけれども、事務局からいかがでしょうか。

○岡本監理官 御意見ありがとうございます。おっしゃる点につきましては、まさにアイデアづくりの段階で大きく議論になった点でございます。その点も踏まえ、私どももそれを意識して告示案を修正させていただきましたし、告示を公表するだけではなくて、これからもその取組をより深めていくように取り組んでいきたいと思いますので、引き続き御指導、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○福井会長 ありがとうございます。それでは、意見が出尽くしたという形で、審議事項(2)についても、これからの処置につきましては会長に一任いただくということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

特段意見がないようですので、御異議がなかったという形で処置させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、審議事項(3)鉱山保安法施行規則等の一部改正について（衛生に関する通気

の確保のため必要な措置等) です。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○岡本監理官　それでは、資料4-1を御覧ください。鉱山保安法施行規則等の一部改正について、衛生に関する通気の確保のため必要な措置等ということでございます。

1. 改正の背景でございますが、今般、作業場等における有害物の有害性等に関する揭示義務の対象物質の拡大、また請負人に対する特定の場所、作業実施時の保護具使用の必要性に関する周知義務の新設、こういったことを目的に、厚生労働省において労働安全衛生法に基づく粉じん障害防止規則並びに電離放射線障害防止規則など、総数としまして11の省令が改正されました。

鉱山労働者の衛生、健康障害防止につきましては、労働安全衛生法の適用を受けるのですが、鉱山保安法第3条第2項に、鉱山における人に対する危害の防止には、衛生に関する通気を含むと規定されておりまして、衛生に関する通気につきましては、鉱山保安法令が適用されるという関係でございます。

このため、鉱山保安法第5条第2項に規定する「鉱業権者は、衛生に関する通気の確保のため必要な措置を講じなければならない」を引用する鉱山保安法施行規則第10条及び第29条について、粉じん障害防止規則及び電離放射線障害防止規則の改正と同様の改正を行いたいと考えております。それにより、鉱山における労働環境をその他の業種におけるものと同様にし、もって鉱山における人に対する危害の防止を図りたいと考えております。

2. 改正の概要でございます。鉱山保安法第5条第2項の規定に基づき、鉱業権者が講ずるべき措置として、以下の事項を鉱山保安法施行規則に追加することを検討しております。鉱業権者は、粉じんが発生する作業場に、粉じんが発生、飛散する作業場である旨やおそれのある疾病のある種類及び症状等を掲示していただくということです。

また、鉱業権者におかれましては、例えば粉じんの発生する場所で機械メーカーの従業員、いわゆる協力会社、請負会社といった方々も、そういった方々が機械の修理を行う場合、機械メーカーの従業員に呼吸用保護具の着用を周知していただくというものでございます。

今後のスケジュールでございますが、2月27日からパブリックコメントを行っております。5月上旬に公布したいと考えております。その後、鉱業権者側での準備等の期間も踏まえまして、10月1日に施行したいと考えてございます。

私からの説明は以上です。

○福井会長　説明どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御

質問、コメント等ございましたら、よろしくお願ひいたします。鉱業権者のほうの改正が多いのですけれども、何かございますでしょうか。――御意見がないので、申し訳ないですが、こちらから指名させていただきます。太平洋セメントの安藤委員、いかがでございましょうか。何かコメント、意見ございますでしょうか。

○安藤委員 安藤でございます。

他法令と合わせて修正するのはいいと思いますので、この内容でいいのではないかと思います。

以上です。

○福井会長 ありがとうございます。あと、申し訳ございません、釧路コールマインの松本委員、いかがでしょうか。

○松本委員 松本です。

これについては特段ございませんで、昨年でしたか、粉じんについても保護具についてもいろいろ協議があったので、これを私どもは遵守していく、それから掲示等々についてもやっていくということで、特段ございませんで。

○福井会長 ありがとうございます。ほか、委員の方々から何か御意見等ございますでしょうか。――特段ないようでございますので、今後の趣旨につきましては、先ほど同様に会長に一任していただくということで進めさせていただきたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。特に異議がないということで、そのような形で進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、審議事項を終わらせていただきまして、続きまして、報告事項に入らせていただきます。報告事項に関しましては4つございまして、過去5年における災害を受けた推移等々について、事務局から御説明をよろしくお願ひいたします。

○岡本監理官 それでは、報告事項の御説明をさせていただきます。4点でございます。

まず、資料5―1を御覧ください。過去5年間における罹災者数の推移についてでございます。

過去5年間における罹災者数の合計は105人でございます。死亡災害は、令和元年に2人、令和2年及び4年に1人ということで、合計4人でございます。罹災者数は減少傾向が見られまして、令和4年は過去5年間で最小となっているという状況でございます。

続きまして、資料5—2を御覧ください。令和5年度予算案について御報告させていただきます。

I. 休廃止鉱山の鉱害防止対策についてであります。金属鉱業等の鉱山においては、人の健康に被害を生ずるおそれがあるカドミウム、ヒ素などの有害物質を含む坑廃水が閉山後も永続的に流出するという特殊性があることから、鉱害防止事業を計画的、着実に推進するため予算措置を行っているものであります。

1. 休廃止鉱山鉱害防止等工事等でございます。こちらは地方公共団体が実施する鉱害防止工事及び坑廃水処理、鉱害防止義務者が実施する自己に責任のない汚染について行う坑廃水処理に係る経費の一部を国が補助するというものでございます。令和5年度予算案は21億円ということでございます。

(2) 休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金でございます。地方公共団体等が実施する鉱害防止事業のエネルギー使用の合理化に係る経費の一部を補助するものでございます。3億1,500万円となっております。

(3) 休廃止鉱山における坑廃水処理の高度化技術調査事業ということで、坑廃水処理技術の高度化に資する自然回帰型坑廃水浄化システムや無給電の遠隔監視システムを組み合わせた実証調査等を行うということで、1億5,000万円の予算となっております。こちらは鉱害の基本方針でも記載しておりますけれども、今後の鉱害防止事業のいわゆる牽引剤となるべき調査事業だと思っております。

2. 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による鉱害防止支援ということで、JOGMECの運営に必要な経費のうち、鉱害防止事業に対するコンサルティング、融資業務など、JOGMECで行っていただいておりますが、こちらは運営費交付金の内数という形での記載をさせていただきます。

次のページでございます。II. 鉱山における危害防止、石油鉱山の鉱害防止対策ということで、鉱山保安に係る調査につきまして、そこに記載のあるとおり、調査事業として確保している予算の内数を鉱山関係でも使っていきたいと思っております。

また、(2) 廃止石油坑井封鎖事業費補助金でございます。いわゆる石油鉱山を封鎖した後、何らかの事情により油漏れが再発した場合に、義務者が存在しない坑井におきまして、地方公共団体が実施する鉱害防止事業の経費の一部補助するものとなっております、1億1,200万円の予算となっております。

あとIIIで、私ども鉱火付の所管で、火薬類も担当しております。火薬類につきましても、

そこに記載のある調査事業の予算を確保したというものでございます。

参考として、4年度予算と5年度予算の額を比較したものがございます。多少の増減はございますけれども、総じて前年同額の予算を確保させていただいたところでございます。今、国会の審議を経て、令和5年度から速やかに予算の執行を図りたいと考えております。

次に、資料5―3を御覧ください。宅地造成等規制法改正概要でございます。

数年前に熱海で大規模な土砂崩れがあったことを皆様も御記憶にあるかと思えますけれども、そういったことも1つの契機となりまして、国土交通省において宅地造成等規制法が改正されております。

青枠の中の2つ目のポツを御覧いただければと思えますけれども、現行の宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律における開発規制から、土地の用途にかかわらず危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する制度が講じられたわけがあります。

改正概要の1つ目のポツを御覧いただければと思えますけれども、都道府県知事等が規制区域——これは盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を指定し、区域内の盛土は都道府県知事等の許可の対象に、つまり、都道府県知事が自らの県域の中で危険と思われる場所を指定いたしまして、その指定された場所内にある盛土については知事の許可が必要であったり、また技術基準を満足しなければならないといった規制体系となったわけがあります。

スケジュールを御覧いただければと思えますけれども、令和5年3月頃、関係省令の公布が予定されておまして、令和5年5月26日に改正法が施行されてまいります。

次のページを御覧いただければと思えます。それでは、どんな盛土や切土が規制されるのかということでございます。例えば、上半分の絵の一番左を御覧いただければと思えますけれども、盛土で高さが2メートル超の崖を生ずるものとか、その右側でございますが、切土で高さが5メートル超の崖を生ずるもの、こういったものが規制の対象となるわけがあります。

また、下半分の絵を御覧いただければと思えますけれども、土石の堆積ということで、最大時に堆積する高さが5メートル超、かつ面積が1,500平米超となるもの、こういったものが規制の対象となるわけでありまして。

このような盛土や切土につきましては、多くの鉱山で日常茶飯事というところ、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、行われ得る行為だということでございまして、国土交通

省の法律と現行の鉱山保安法、どちらで規制するのかということが論点となったわけであり
ます。

また、少し余談になりますけれども、土石の堆積につきましては、火薬類取締法で規制
している土堤、土堤と申しますのは、火薬類の製造所や貯蔵所等においては、万が一そこ
にある火薬が爆発しても、その爆風圧を水平方向には逃がさず、いわゆる縦方向、上に逃
がすために土堤を造ることが規制されているわけですが、この絵に描いてあるも
のは、まさに土堤そのものでございまして、火薬類取締法と盛土規制法の関係も論点とな
ったということでございます。

そして、3ページ目の2つ目のポツを御覧ください。鉱山保安法で届出が義務づけられ
る集積場等や鉱業法の施業案実施に係る工事、火薬類取締法で設置が義務づけられる土堤
等については、おのおのの法令に定める技術基準への適応、許可、検査等が行われる。つ
まり、鉱山保安法及び火薬類取締法で規制されているものにつきましては、盛土規制法の
適用除外となるということでございます。

ただし、3つ目のポツでございます。鉱山保安法や火薬類取締法に基づく技術基準適合
義務がかかる集積場や土堤であっても、盛土規制法に基づき、土地を安全な状態に維持す
るよう努めなければならず、災害発生のおそれがある場合は、鉱山保安法等に基づく技術
基準適合命令等だけでなく、盛土規制法に基づく改善命令等が行われることがあるという
ことでございます。知事にはこのような権限があるということでございます。

それでは、次の資料に移りたいと思います。最後になります。資料5—4、鉱山保安法
施行規則等の改正についてでございます。もろもろの改正がございますので、この際、皆
様に御報告したいという趣旨であります。

まず、①鉱山内の蓄電所の構内にある需要設備の取扱いの改正でございます。従前から
鉱山にある発電所は、電気事業法の適用を受けておりました。そもそも発電所の中には蓄
電所と呼ばれる場所といたしまししょうか、施設があったわけですが、今般、電気事業
法の施行令が改正されまして、その蓄電所がいわば特出しされたといたしまししょうか、新た
に定義づけがなされたわけであります。

それを受けまして、その蓄電所についても過去の運用を踏襲し、鉱山保安法の適用では
なく、電気事業法の適用となるという趣旨で、鉱山保安法施行規則を改正する予定でござ
います。4月1日施行予定であります。

次に②附属施設の範囲等に掲げる鉱物名称の改正でございまして、こちらは改正事項を

御覧いただくほうが分かりやすいかと思えます。従前、そう鉛鉱と書いてあったものをビスマス鉱に改める。アンチモニー鉱と書いてあったものをアンチモン鉱と改める。クロム鉱と書いてあったものをクロム鉱と改めるということで、学術的に使われる表現に合わせるという改正が鉱業法で行われることを踏まえまして、その鉱物名を引用している鉱山保安法施行規則及び金属鉱業等特措法の規則を改正するものでございます。令和5年4月1日施行を予定しております。

それから、最後でございます。③JOGMECの名称の改正ということで、こちらは施行されておりますけれども、今回、JOGMECが新たな業務として再エネ、いわゆる風力発電のような業務を行うこととなりました。そのため、日本語名称、いわゆる石油天然ガス・金属鉱物資源機構が名称変更されまして、エネルギー・金属鉱物資源機構とされたことから、その名称を引用していた施行規則、省令を改正したというものでございます。

なお、JOGMECという通称といたしましうか、表現につきましては改正はされません。海外では既に一定程度の認知があるということで、改正されない予定でございます。

説明は以上でございます。

○福井会長 説明どうもありがとうございました。ただいま4つの報告事項について説明をいただきましたけれども、これに関しまして御質問、コメントがございましたらよろしくお願ひいたします。

最初の罹災者に関しましては、傾向的に少しは減っているという報告で、続きまして、予算については例年並みという形で粛々で行っていく。宅地造成に関しましては、何年か前に集積場のところで安全にという形で、鉱山関係のところを非常に厳しくされているので、こちらのほうがきついようは形だと思っておりますけれども、それに合わせる形の改正があったこと。あとは規則等の改正ということで御説明いただきましたけれども、何かございますでしょうか。品川委員、よろしくお願ひいたします。

○品川委員 日本鉱業協会の品川でございます。盛土規制法に関してちょっとコメントさせていただきます。

操業中もそうですけれども、休廃止鉱山もなのですが、規制法設定の段階で外していただくのが一番いいのかなと思えます。昔、昭和40、50年代にいろいろな法が施行されたときに、いろいろな規制区域が設定されまして、私がやっている鉱山では、都市計画法と森林法と両方の網にかかっていまして、ちょっと事務所を造るのに許認可を取るのに2つの基準を満たさなければいけなくなって1年半ほどかかったようなことがありますので、鉱

山保安法とかちゃんと守ってやっているのに、盛土規制法まで適用されたら大変だなというのがございます。

仮に規制区域内に設定されたとしても、今御説明あったように、鉱山保安法さえ守っておけば何ともないというのであれば、毎年5、6月に各所で保安統括者会議とかが開催されると思うのですがけれども、そのときに保安統括者の方に説明していただきたいと思いません。

それと、もう一つ、休廃止鉱山の集積場の手直しとかをやることがあると思うのですがけれども、たしか休廃止鉱山って施業案を出していないところがあるので、その辺がどうなのかというのが気になります。

以上でございます。

○福井会長　ありがとうございます。ただいまの御質問に関しまして、事務局からコメントありますでしょうか。

○岡本監理官　まず盛土規制法は、今、品川委員がおっしゃったとおり、鉱山保安法ないしは火薬類取締法の適用を受けている場合には、盛土規制法がかからないということになりました。

すみません、後半のコメント、もう一度教えていただいてよろしいですか。直ちに理解が至りませんでした。申し訳ございません。

○品川委員　3ページのものを見ると、鉱山保安法で届出が義務づけられる集積場等や鉱業法の施業案実施に係る工事となっていますけれども、休廃止鉱山でも集積場の手直しとかをやられる場合があると思うのですが、たしか休廃止鉱山は施業案を出していないと思うのです。そういう場合にどうなるのかなと思ひまして。盛土規制法が適用されてしまうのかどうかちょっと読み取れないので。

○福井会長　委員会とかで過去にあった事例でいくと、そこを持っている休廃止になっている県だとか地方自治体がその管理をするという格好になっていたと思いますから…

○岡本監理官　休廃止鉱山が既に鉱山保安法の適用を外れていれば、それはもう鉱山保安法の適用ではないので、そこは知事が盛土規制法で指定区域とすれば、盛土規制法の知事の管轄に入るとというのが一義的な考え方だと思います。

○事務局　ちょっと補足をさせてください。

政令案をお付けすればよかったですけれども、政令案のほうに正しく書かれておりま

して、今回、適用除外となっているものについては、鉱山保安法に基づく届出等に係るものと39条命令に基づくものが書かれておまして、39条の規定に基づいて、監督部長等が命令をしたものにかかる行為というのも一応、政令上抜けておりますので、今おっしゃった休廃止鉱山のうち、いわゆる休止のほうだと思うのですが、39条命令がかかっているものに関しては、明確に法令上も抜ける形にさせていただいております。

○福井会長 よろしいでしょうか。

○品川委員 今、命令とおっしゃいましたけれども、多分、非鉄各社さんで自主的に集積場をちょっと強化したりとかやられていると思うのですが、その場合はそこら辺に当てはまるのかどうかというのがちょっと分からないのです。

○事務局 39条による命令がかかっているところにおいて、いわゆる管理のために行っている行為はこの命令の中で見れますけれども、39条命令のかかっていないところに関しての取組という御質問でしょうか。

○品川委員 そうですね。

○事務局 そこは、先ほど監理官の岡本から申し上げましたとおり、鉱山保安法からも抜けているものは鉱山保安法の規制の対象外のものになってしまいますので、そうしますと、そこは盛土規制法の適用になってしまうと思います。

○福井会長 よろしいでしょうか。私も少し把握できていないのですけれども……

○品川委員 実行面では大変になろうかと思いますが、法の趣旨は理解できました。ありがとうございます。

○福井会長 ほか、ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。4点報告事項ということで、コメント等は出尽くしたということで、これで審議事項及び報告事項についての意見抽出は終わりました。

最後に、全体を通じまして質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。——よろしいでしょうか。ないようでしたら、事務局から連絡事項等があればよろしくお願いたします。

○岡本監理官 1点、資料中、文字の誤記がございますので、訂正とおわびをさせていただきたいと思います。

資料5—4を御覧いただければと思います。②から2つ下の行に金属鉱物等鉱害対策特別措置法とございますが、正しくは金属鉱業等でございますので、訂正の上、資料も後ほど差替えをさせていただきたいと思います。同じような趣旨で、③JOGMECの名称の

改正につきましても、金属鉱物等となっておりますので、金属鉱業等が正しい名称でございます。おわびして訂正させていただきます。

そのほか、連絡事項は特にございません。

以上です。

○福井会長　　ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の中央鉱山保安協議会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。御苦労さまでございました。

——了——